

山鹿市下水道事業の財務の特例等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月22日

山鹿市長 早田順一

山鹿市規則第39号

山鹿市下水道事業の財務の特例等を定める規則の一部を改正する規則

山鹿市下水道事業の財務の特例等を定める規則（平成17年山鹿市規則第171号）の一部を次のように改正する。

第40条の2中「農業集落排水事業の」を「下水道事業等の」に改め、同条中第3号を第5号とし、同号の前に次の1号を加える。

(4) 小規模集合排水処理事業

第40条の2中第2号を削り、第1号を第3号とし、同号の前に次の2号を加える。

(1) 下水道事業

(2) 特定環境保全公共下水道事業

別表第1収益勘定の表款の欄中「又は農業集落排水事業収益」を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。